

東久留米市地域センター（地区センターを含む）及び市民プラザ
指定管理者の候補者の選定結果

指定管理者の候補者として、下記のとおり選定委員会から選定されました。

1. 指定管理者を設置する施設（一括管理）

- （１）東久留米市西部地域センター
- （２）東久留米市南部地域センター
- （３）東久留米市東部地域センター
- （４）東久留米市滝山地区センター
- （５）東久留米市ひばりが丘地区センター
- （６）東久留米市大門町地区センター
- （７）東久留米市市民プラザ

2. 指定管理者の応募申請件数

3 件

3. 指定管理者優先交渉権者の名称等

名 称 株式会社セイウン

代表者 代表取締役 荒井 始

所在地 埼玉県さいたま市桜区田島九丁目 3 1 番 1 号

4. 選定理由

提出された書類による事業計画審査（※）及び団体審査、並びにプレゼンテーションによる総合評価を実施した結果、その合計点が他社より優れていたことによる。

- （※）（１）市民の平等・公平な使用の確保（施設の設置目的及び管理方針との合致、平等・公平な使用の実現手法）
- （２）新たなサービスの創設など市民サービスの向上（サービス向上提案・市民参加及び個人情報保護）
- （３）経費の節減など効率的な運営
- （４）市民への安定的な施設サービスの継続的提供（収支計画の現実性・安定性のあるサービス提供、安定的な運営のための人的資源配分、同種または類似施設の運営実績、施設維持管理の安定性）
- （５）当該施設の設置目的を達成するために必要とする事項（地域センター運営上の基本方針が市の求めに応じているか、市民プラザ運営上の基本方針が市の求めに応じているか、総合的な判断）

詳しくは生活文化課市民相談・施設係 電話 0 4 2 ・ 4 7 0 ・ 7 7 3 8